

平成31年3月5日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

2019年10月1日消費税改正 — ③区分記載請求書等保存方式 —

消費税申告額は、原則、売上に係る消費税から仕入（諸経費を含む、以下同じ）に係る消費税を差引いて（「仕入税額控除」といいます）計算されます。

◎現行で、「仕入税額控除」を受けるためには

次の要件があります。

1. 仕入取引を記載した帳簿の保存
2. 仕入先が発行した請求書等（領収書、納品書、レシート、仕入明細書、仕入計算書を含む）の保存
3. 帳簿、請求書等に次の記載事項があること
 - イ) 仕入先の氏名・名称
 - ロ) 仕入をした年月日
 - ハ) 仕入れた資産、役務の内容
 - ニ) 仕入金額、消費税額（税込価格可）

◎2019年10月1日から2023年9月30日までの期間で「仕入税額控除」を受けるためには軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率となるので上記3.に加えて次の記載事項が必要となります。（「区分記載請求書保存方式」）

4. 帳簿の記載事項
 - ホ) 軽減税率対象資産の仕入の場合、摘要に飲食料品、新聞等の区分、軽減税率を記載し軽減税率対象資産である旨を表示
・・・一定期間まとめて発行される請求書等についてはその期間をまとめて記載可能
5. 請求書等の記載事項
上記ホ)に加え
 - ヘ) 軽減税率（8%）と標準税率（10%）ごとに区分して合計した仕入金額

◎上記ホ) へ) の記載事項を欠く請求書等、免税事業者からの請求書等

免税事業者は軽減税率、と標準税率の区分経理をする必要がないのですが、免税業者からの仕入についても仕入税額控除を受けるためには上記ホ) へ) の記載事項は必要です。

「区分記載請求書保存方式」では免税業者からの請求書等、上記ホ) へ) の記載事項を欠く請求書等については、請求書等の交付を受けた事業者が、取引の事実に基づき、上記ホ) へ) の記載事項を自ら追記して仕入税額控除を受けることができる、としています。